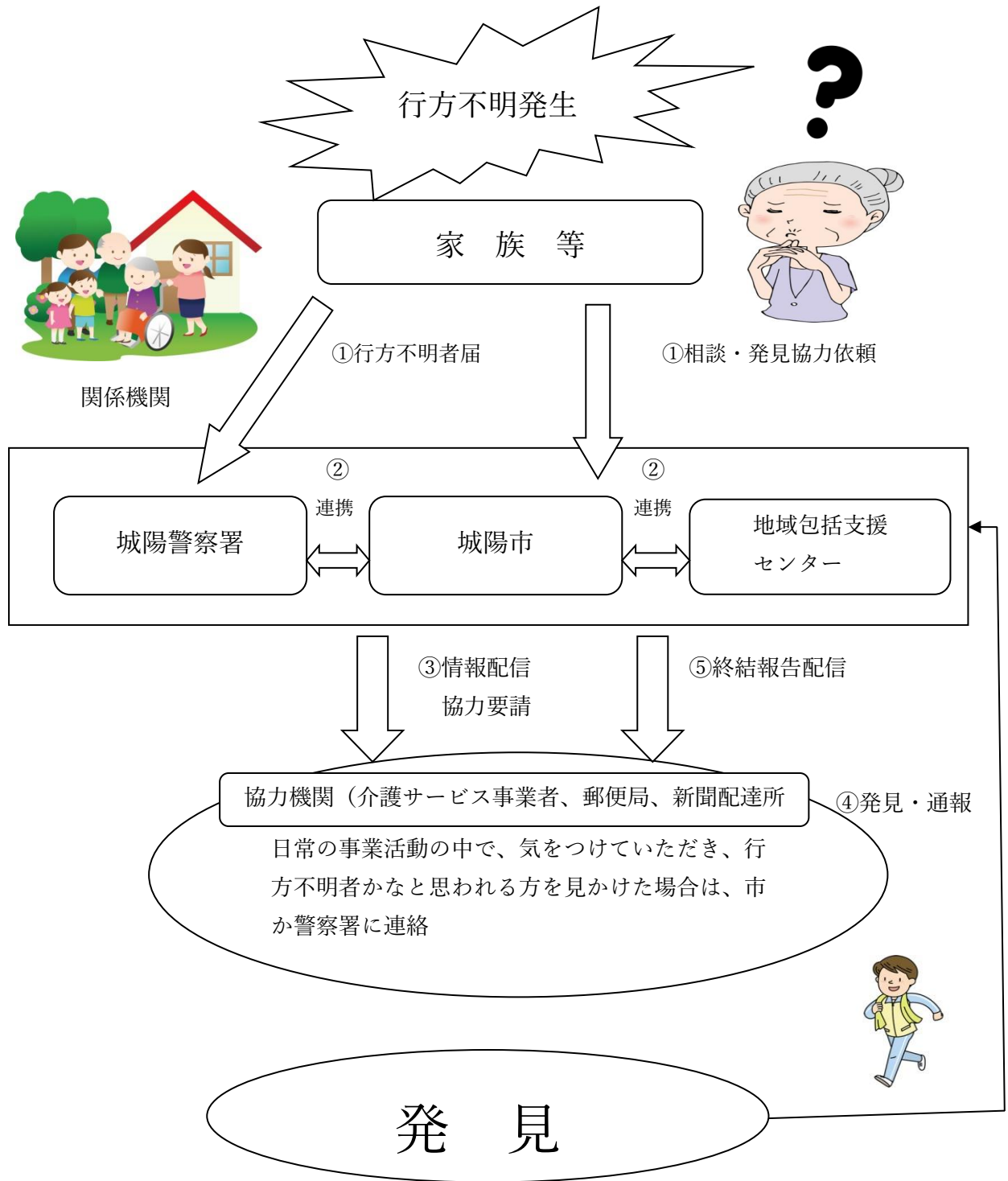


城陽市認知症高齢者等 SOSネットワークのご案内

●認知症高齢者等SOSネットワークとは

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録していただき、万が一、行方不明になられた場合、ご家族等からの依頼に基づき、関係機関と連携・情報共有し、早期の発見・保護につなげるための取り組みです。



●事前登録

認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録していただくことで、行方不明が発生した際、ご家族等からの依頼に基づき、市や警察などの関係機関、市内事業所などの協力機関等にすみやかに情報発信され、早期の発見・保護につなげることができます。(事前登録情報は、警察署、消防署及び各地域包括支援センターと共有します。)

【登録の方法】

事前登録をご希望の場合は、高齢介護課までご相談ください。

○提出物…別紙「城陽市認知症高齢者等SOSネットワーク事業登録票」

登録対象者の写真(カラーで申請日の3カ月以内を目安に撮影したもの)

○登録期間…3年度間(登録日の属する年度を1年度目として3年度目の末日まで)市役所から更新手続きの依頼がありましたら、更新の手続きを行ってください。

○申請先…城陽市高齢介護課

※発見協力は、地域包括支援センターや協力団体の通常業務の範囲内での活動を原則としています。搜索活動を行うものではありませんので、ご承知おきください。

●身元確認シール

事前登録をされた方に対して、「身元確認シール」をお渡しします。このシールを衣服、鞆、靴等登録者が外出時に身に付けられる物に貼付してください。

行方不明になり、保護された時に、登録者が自身の名前や住所が答えられない場合に、シールに記載されている番号を市や警察署などの関係機関にお伝えいただくことで、身元を確認することができます。

※シールからは直接、個人情報を読み取られないようになっていますので、ご安心ください。

【身元確認シール(見本)】



【貼付場所の例】



●その他にできること

【よく行く場所やルート、いつも持って出る物を知っておきましょう】

立ち寄る場所や移動ルートを把握しておく、万が一の方不明になったときでも、探す場所の見当が付きやすくなります。

また、杖や鞆など外出時に必ず持って出るものの特徴を知っておくと、探すときの参考になります。

【名前や連絡先を衣類や持ち物に書いておきましょう】

外出時に着用する衣服や持って出る物などに名前や連絡先を書いておくと、身元がわかる可能性が高くなります。ただし、本人のプライドを傷つけたり、悪用されないようするため、外から目立たないところに書いておきましょう。

旧姓や旧住所を名乗る場合もありますので、旧姓や旧住所の併記も効果的です。また、お金は持って外出する方が多いので、財布にも連絡先を入れたり書いたりしておくといでしょう。

【GPS 機能のある携帯電話や端末機器を利用するのもよいでしょう】

城陽市では、65歳以上の方を対象にGPS 機能端末機器の貸与事業を実施しています。利用をご希望の方は、高齢介護課までご相談ください。

【ご近所の方などにあらかじめ説明しておくのもよいでしょう】

周囲の方に事情を説明しておく、目撃情報を伝えてくれるなど、何かと助けてくださるかもしれません。

●行方不明は早期対応が大切です

行方不明だと気が付いたときは、落ち着いて警察署へ相談してください。早期に対応することで、発見保護の可能性が高くなります。

◎城陽警察署 生活安全課 電話 0774-53-0110

●行方不明の心配がある方は、ご相談ください

相談窓口

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ◎城陽市高齢介護課 高齢福祉係 | ☎0774-56-4031 |
| 月曜日～金曜日 | 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く。) |
| ◎城陽市中部地域包括支援センター | ☎0774-54-7330 |
| ◎城陽市西部地域包括支援センター | ☎0774-55-7222 |
| 月曜日～土曜日 | 8時30分～17時(年末年始を除く。) |
| ◎城陽市北部地域包括支援センターひだまり | ☎0774-55-5180 |
| 日曜日～土曜日 | 8時30分～17時30分(年末年始を除く。) |